

# 令和3年度 鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案) についてご意見をお寄せください。

鳥取市では、鳥取市保健所の管轄内における食品による衛生上の危害を防ぎ、住民の食の安全・安心を確保するために、食品衛生法に基づいて、監視指導を行っています。

このたび、重点的、効果的な監視指導を実施するため、令和3年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)を作成しましたのでお知らせするとともに、みなさんのご意見を募集します。

## 鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)の概要

### 1 保健所(食品衛生監視員)による監視指導等の実施

- ① 流通食品の収去検査(抜取り検査)の実施
- ② 食品事業者等への監視指導の実施
- ③ 重点的に取り組む内容
  - ・食品衛生法等の改正に関する周知及び対応指導
  - ・食品表示に関する監視指導  
食品表示法、景品表示法に基づく表示指導を行う。
  - ・食中毒予防対策の強化  
カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒(ふぐ・有毒植物)、寄生虫(アニサキス等)の予防対策を重点的に行う。
  - ・重点的に監視指導を行う施設  
食品衛生法違反施設、大量調理施設、野生鳥獣肉処理施設等の監視指導を強化する。

### 2 HACCPに沿った衛生管理制度化対応に取り組む事業者への支援

- ① HACCP(ハサップ)制度化に関する情報の周知  
HACCPに沿った衛生管理の義務化等について事業者が効率的に導入できるよう制度説明や指導等を継続して行う。  
※HACCP・・・国際的に推奨されている食品製造工程における衛生管理手法。
- ② 食品衛生管理を行う者の養成及び資質向上

### 3 消費者に対する食品衛生の普及啓発

- ① 食中毒予防の啓発
- ② リスクコミュニケーション(食品衛生に関する情報提供・意見交換)の実施

#### 【計画(案)の閲覧方法】

本市公式ホームページでダウンロードできるほか、本庁舎総合案内所、各総合支所の窓口、鳥取市保健所 生活安全課(駅南庁舎1階)及び鳥取県東部圏域各町役場でも閲覧できます。

#### 【応募方法】

様式は自由です。

住所・氏名を明記の上、郵送・持参・fax・電子メール・鳥取市公式ウェブサイト(意見フォームによる投稿)のいずれでも応募できます。

#### 【結果の公表】

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

#### 【応募・問合せ先】

鳥取市健康こども部 鳥取市保健所 生活安全課

郵 送：〒680-8571(所在地記載不要)

電 話：0857-30-8552 ファクシミリ：0857-20-3962

電子メール：[shokuhin@city.tottori.lg.jp](mailto:shokuhin@city.tottori.lg.jp)

市民政策コメント 意見提出用紙

【送付先】

<郵送> 〒680-8571 鳥取市富安2丁目138-4

鳥取市役所健康こども部 鳥取市保健所 生活安全課

<FAX> 0857-20-3962、<E-mail> shokuhin@city.tottori.lg.jp

【募集期間】

令和3年2月12日(金)～3月5日(金)まで(17:15必着)

件名	
氏名	
住所	〒 ー
電話番号	

○ご意見をご記入ください

ご意見いただき、ありがとうございます。

※個人情報(氏名、住所及び電話番号)は、この意見募集以外の目的では使用しませんが、ご意見により具体的な内容を確認するため、連絡させていただく場合があります。

なお、お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、公開することを前提としていますので、あらかじめご了承ください。

※他の様式でも結構ですが、住所・氏名は必ずご記入ください。